

日野市内部通報に関する条例素案のパブリックコメント結果報告  
(意見の概要と市の考え方、条例案への反映方針)

【パブリックコメント】

実施期間: 令和2年(2020年)11月20日(金曜)～令和2年(2020年)12月21日(月曜)

周知方法: 市ホームページ及び広報ひの

閲覧場所: 市ホームページ、七生支所、豊田駅連絡所、市内図書館、市政図書室、政策法務課  
窓口

※その他、「日野市パブリックコメント手続実施要綱」により実施

パブリックコメント募集結果

意見等件数13件・提案者数3名

1. 条例(素案)への意見

項番	素案該当項目 《該当ページ》	意見及びその概要	市の考え方	条例案への反映について
1	全体	日野市がこれまでに犯してきた過ち、職員による懲戒を伴う処分や日野市元副資市長兼職問題等に対し、日野市職員による内部通報だけでは不十分と考える。内部通報で改善できるのであれば、これまでに度重なる過ちは繰り返すはずがないと思慮する。本件起因とする問題は日野市民の利益を損なう事由であり、日野市全体の問題である。東京都公益通報制度 (www://soumu.metro.tokyo.lg.jp/23compliance/koekituho.html)都民の方、都内に在住・在学している方や都の施設の利用者などが通報できる制度同等も本件と合わせて制定すべきである。日野市民として、強く東京都公益通報制度同等の市民参画型の公益通報制度を求める。	ご意見の内容については、市職員等が市民からの客観的かつ確実な資料等に基づく情報提供等により、通報対象事実を知った場合も当然に通報する義務が生じますので、市職員等は、行政監察員に対し、内部通報又は相談を行うこととなります。ただし、市政全般や職員の対応についてのご意見・ご要望につきましては、通報の対象となりませんので、「市政にひとこと」をご利用いただくこととなります。	市の考え方は左記のとおりとなりますので、ご意見として受け止めさせていただきます、条例素案の変更等はいりません。
2	全体	日野市がこれまでに犯してきた過ち、職員による懲戒を伴う処分や日野市元副資市長兼職問題等に対し、日野市職員による内部通報だけでは不十分と考える。内部通報で改善できるのであれば、これまでに度重なる過ちは繰り返すはずがないと思慮する。本件起因とする問題は日野市民の利益を損なう事由であり、日野市全体の問題である。東京都公益通報制度 (www://soumu.metro.tokyo.lg.jp/23compliance/koekituho.html)都民の方、都内に在住・在学している方や都の施設の利用者などが通報できる制度同等も本件と合わせて制定すべきである。日野市民として、強く東京都公益通報制度同等の市民参画型の公益通報制度を求める。	項番1と同様です。	市の考え方は左記のとおりとなりますので、ご意見として受け止めさせていただきます、条例素案の変更等はいりません。
3	全体	「日野市職員等の内部通報に関する条例素案」を制定することは、日野市職員のコンプライアンス意識を高めることに繋がり、ひいては市民サービスの充実が図れると考え、市民に対してもとても良いことであると考える。今後もこのような条例は推進すべきと考える。	貴重なご意見として承ります。 組織全体としてコンプライアンスに対する意識を更に高め、市政運営の透明性と市民の皆様からの市政に対する信頼を確保できるよう努めてまいります。	
4	全体	日野市ホームページの告知が「(1)インターネットによる閲覧・ダウンロード 日野市ホームページ http://www.city.hino.lg.jp/」とある。URLが不正確であり、ただちにダウンロードできない作りである。パブリックコメントの性質上、市民に広く問うべき形が望ましく、このURL表記では広く公示しているとは言えず、問題性を感じる。	必要な書類のダウンロードに関するホームページ上の説明内容について、不十分な点があり大変申し訳ありませんでした。ご指摘いただいた意見の内容を踏まえ、ホームページでの情報発信については、より分かりやすく、見やすい内容に改善を図ってまいります。	
5	全体	市民窓口で報告した内容は、最終的に報告者に連絡もなく葬りされている事実がある。もし、職員等に市民を含められない場合は、市民窓口は通報された市民の内容のうち、行政監察員に報告すべき事案や、市民から行政監察員に報告すべき依頼があった場合は、窓口の職員は事実を知ったことから、行政監察員に報告することを義務とする。(職員の通報は義務化が明記されているため、記載をお願いする。)また、現時点で市民窓口が葬っている市民からの報告案件を棚卸していただきたい。(以下事例) ・個人情報保護法違反またはそれ相当 ・都市計画法違反またはそれ相当 ・都市公園法違反またはそれ相当 ・自治体法違反またはそれ相当 ・市民への書面提出の約束を怠る行為、市民と庁内での報告内容が異なるなど	項番1と同様です。	市の考え方は左記のとおりとなりますので、ご意見として受け止めさせていただきます、条例素案の変更等はいりません。

項番	素案該当項目 《該当ページ》	意見及びその概要	市の考え方	条例案への反映について
6	P1	<p>「市の事務事業における不正は、市職員等の市の内部にいる者」の次に下記の文節を補足し、条例素案を補正する。          ⇒条例素案の補正「市の事務事業における不正は、市職員等の市の内部にいる者」及び「日野市内に不動産を所有する日野市民」が、最も適格に知り得る立場にあり、</p> <p>職員等及び日野市内に不動産を所有する日野市民が、そのような不正の事実を知ったにもかかわらず、そのことを明らかにすることで自らの不利益を招くとのおそれから、その事実が放置され・・・と補正する。</p>	項番1と同様です。	市の考え方は左記のとおりとなりますので、ご意見として受け止めさせていただきます、条例素案の変更等はいりません。
7	P2～P5	<p>以下の箇所の「職員等」の次に「日野市内に不動産を所有する日野市民」を書き加え補正する。          ・2頁上から1行目及び上から5行目          ・3頁下から6行目          ・4頁上から9行目          ・5頁「不利益取扱いの禁止」の2行目、「内部通報及び不利益取扱いの申出の方法」、「内部通報等の受付の1行目」          ・6頁「内部通報及び不利益取扱いの申出に基づく調査」の上から9行目</p>	項番1と同様です。	市の考え方は左記のとおりとなりますので、ご意見として受け止めさせていただきます、条例素案の変更等はいりません。
8	P3	<p>《定義について》          (日野市(以下「市」という。)の職員であって、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する者又は同条第3項に規定する特別職に属する者(市議会議員、市長、副資料、教育長、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、農業委員会委員、監査委員を除く。)をいう。          ⇒本条項の過程において通報者が何かしらの理由にて、自己の報復被害を受けることを危惧し、自己保身の為に通報意欲が削がれることは大いに考えられる。一般的にこのような内部告発通報に至るまでの通報者は、職員を辞任しているか、すでに何らかの不利益を被っている者である。報復被害のリスクを鑑み、職員のまま通報に至る「大きな勇気」を持つものは少ないと考えるのが妥当である。          通報者の保護、通報者に報復行為を行った者に対する職員規則での制裁の定めなどが必要だ。          事故防止策や事故救済策を拡充しない限り、公益通報の活性化には限界がある。          本条項において通報者の保護、事前防止策や事後救済策は不明瞭で不確かであり、もっと明確な保護の拡充が必要だ。          通報者への報復被害の抑止を図れない現状にいて、職員辞任者を本条項通報者の対象から除外するのは、通報制度の活性化という観点からは本末転倒である。職員辞任者も加えるべきだ。</p>	<p>通報者の保護については、不利益取扱いの禁止として本案でも、内部通報者及び行政監察員の調査に協力した者は内部通報等をしたことによるいかなる不利益取扱いも受けないこととしております。          また、報復行為を行った職員に対する処分は、「日野市懲戒処分の指針」に照らし、処分の必要性及び程度を判断することになります。</p> <p>職員辞任者を通報者の対象に加えるべきとのご意見については、職員辞任者は、P3〇職員等オ「アからエまでに掲げる者であったもの」の規定に該当しますので、本条例案において「職員等」に含まれています。</p>	市の考え方は左記のとおりとなりますので、ご意見として受け止めさせていただきます、条例素案の変更等はいりません。
9	P4	<p>《行政監察員の設置について》          (行政監察員は、委託契約により設置する。)          ⇒委託に関しては公正的であるため、委託内容、委託先選定方法、委託先、行政監察員の氏名等を公表すること。を追記</p>	市が締結する委託契約の内容は公開しています。 行政監察員に関する情報も、市ホームページ等にて広く公表する予定でおります。	市の考え方は左記のとおりとなりますので、ご意見として受け止めさせていただきます、条例素案の変更等はいりません。
10	P4	<p>《職員等の通報義務について》          (市職員等(市職員は除く。)の通報・相談は努力義務とする。)          本定義の職員等であれば努力義務ではなく、義務とすべきと修正</p>	市職員等(市職員は除く。)は、市と直接労務関係にありません。そのような理由から、義務を課すことが困難であると考え、努力義務とさせていただきます。	市の考え方は左記のとおりとなりますので、ご意見として受け止めさせていただきます、条例素案の変更等はいりません。
11	P4	<p>《定義について》          (法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実)          ⇒法令等にはコンプライアンス違反についても含めるべきである。          に「とコンプライアンス違反を追記」</p>	ご意見については、同条の「ウ 法令等の趣旨、目的に照らして明らかに不当と認められる事実」で、通報対象事実の定義に含まれていると考えております。	市の考え方は左記のとおりとなりますので、ご意見として受け止めさせていただきます、条例素案の変更等はいりません。

項番	素案該当項目 《該当ページ》	意見及びその概要	市の考え方	条例案への反映について
12	P6	<p>《内部通報の受付について》  (行政監察員は、内部通報を受け付けたときは、速やかに内部通報の内容(内部通報者を特定することのできる情報を除く。)を市長に報告しなければならない。ただし、内部通報に関する調査に支障が生じるおそれがあるときは、この限りでない。  ➡市長の報告はなしとする。基本的に秘密裏に調査すべきである。隠ぺいを防ぐ必要があるからである。なので市長への報告は削除</p>	<p>速やかに内部通報の内容を市長に報告することで、行政監察員の調査を待つことなく、迅速に是正できるケースがあるため、全ての通報内容を、市長に報告しないことは適切ではないと考えております。  なお素案にもあるとおり、行政監察員が調査に支障が生じるおそれがあると判断したときは、市長に報告せずに調査を行うことは可能です。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりとなりますので、ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更等はいりません。</p>
13	P7	<p>《行政監察員による是正措置》  (行政監察員は、市長が是正措置又は講じた是正措置の公表を行わない場合は、当該是正措置又は公表の懈怠の事実を公表することができることを定めます。)  ➡公表する義務があるに修正。  公表することができるでは曖昧過ぎ、その判定が難しい。公表することが大前提である。</p>	<p>ご指摘のとおり、公表が大前提であると考えております。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、修正いたします。</p>
			<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;">以下余白</div>	